

## 公正取引委員会からの排除措置命令・課徴金納付命令の受領について

2024年10月31日

MS & ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（代表取締役社長：新納 啓介）は、2023年12月19日に公表いたしました「公正取引委員会による立入検査について」<sup>※1</sup>の通り、公正取引委員会から独占禁止法違反の疑いがあるとして調査を受けており、全面的に協力してまいりました。

本日、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

お客さまをはじめ、ご関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて、心よりお詫び申し上げます。

既に、独占禁止法違反の再発防止に取り組んでおりますが、今回の命令を厳粛かつ真摯に受け止め、引き続き取り組みを推進してまいります。

※1 [https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2023/news\\_2023121901258.pdf](https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2023/news_2023121901258.pdf)

### 1. 排除措置命令の概要

当社は、株式会社JERA、コスモ石油株式会社、京成電鉄株式会社ならびに東急株式会社をそれぞれ契約者とする保険契約の入札に関し、独占禁止法第3条に違反する行為があったとして、以下の措置を採ることを命じられました。

- ・当該違反行為が消滅していることの確認等を内容とする取締役会決議を行うこと
- ・その内容について自社を除く他社ならびに契約者および代理店に通知し、また自社の従業員に対して周知徹底すること
- ・今後同様の行為を行わないために必要な対策を講じること 等

### 2. 課徴金納付命令の概要

当社は、株式会社JERA、コスモ石油株式会社ならびに京成電鉄株式会社をそれぞれ契約者とする保険契約の入札に関し、独占禁止法第3条に違反する行為があったとして、課徴金納付命令を受けました。なお、公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、一部課徴金の減額が認められています。

#### (1) 納付すべき課徴金の額

5億640万円

#### (2) 納付期限

2025年6月2日

### 3. 今後の対応

当社は、2023年12月26日に受領した金融庁からの業務改善命令<sup>※2</sup>に基づき、業務改善計画書を提出<sup>※3</sup>し再発防止に取り組んでおります。今回の命令を厳粛かつ真摯に受け止め、真にお客さま本位の損害保険会社となることを目指し、引き続き信頼回復に努めてまいります。

※2 [https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2023/news\\_2023122601259.pdf](https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2023/news_2023122601259.pdf)

※3 [https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2024/news\\_2024022901279.pdf](https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2024/news_2024022901279.pdf)

以上